

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。</p> <p>ア 森林法（昭和26年法律第249号）<u>第10条の3</u>若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。</p> <p>ア 森林法（昭和26年法律第249号）<u>第10条の3第1項</u>若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。